

岩手県医療局管理規程第 17 号

医療局組織規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 18 年 9 月 29 日

岩手県医療局長 法 貴 敬

医療局組織規程の一部を改正する規程

医療局組織規程（昭和 35 年岩手県医療局管理規程第 1 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(病院の組織) 第12条 [略] 2～9 [略] 10 前2項に掲げるもののほか、大船渡病院、胆沢病院及び久慈病院に中央手術科を、宮古病院、大船渡病院、胆沢病院、北上病院、久慈病院、南光病院、釜石病院及び二戸病院に地域医療科を、宮古病院、大船渡病院、胆沢病院、花巻厚生病院、北上病院、久慈病院、磐井病院、釜石病院、二戸病院及び千厩病院に医療研修科を、磐井病院に医療情報管理科を、南光病院にデイ・ケア科を、磐井病院に緩和医療科を、大船渡病院、南光病院及び一戸病院に臨床心理科を置く。 11～15 [略]	(病院の組織) 第12条 [略] 2～9 [略] 10 前2項に掲げるもののほか、大船渡病院、胆沢病院及び久慈病院に中央手術科を、宮古病院、大船渡病院、胆沢病院、北上病院、久慈病院、 <u>磐井病院</u> 、南光病院、釜石病院及び二戸病院に地域医療科を、宮古病院、大船渡病院、胆沢病院、花巻厚生病院、北上病院、久慈病院、 <u>磐井病院</u> 、釜石病院、二戸病院及び千厩病院に医療研修科を、磐井病院に医療情報管理科を、南光病院にデイ・ケア科を、磐井病院に緩和医療科を、大船渡病院、南光病院及び一戸病院に臨床心理科を置く。 11～15 [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規程は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。